

# 令和3年度における特定基地局開設料の使途

## 令和3年度における特定基地局開設料の使途

特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額は、電波法第103条の4第1項の規定に基づき、以下に掲げる施策等の実施に要する経費に充当。

| 施策  | 施策の例  |
|---|---|
| ① 電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ グローバル量子暗号通信網構築のための衛星量子暗号通信の研究開発(総務省)</li><li>・ 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発(総務省)</li><li>・ 光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)(文部科学省)</li></ul>   |
| ② 当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発(経済産業省)</li><li>・ AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業(経済産業省)</li><li>・ Connected Industries推進のための協調領域データ共有・AIシステム開発促進事業(経済産業省)</li></ul>  |
| ③ 当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策                       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ AIターミナル高度化実証事業(国土交通省)</li><li>・ スーパーシティの推進に必要な経費(内閣府)</li><li>・ データ連携促進型スマートシティ推進事業(総務省)</li><li>・ サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の構築(総務省)</li><li>・ 産業系サイバーセキュリティ推進事業(経済産業省)</li><li>・ サイバー・フィジカル・セキュリティ対策促進事業(経済産業省)</li><li>・ スマートシティ実証調査及びデジタルトランスフォーメーション推進調査(国土交通省)</li></ul> |